

埼玉県福祉部少子政策課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、令和2年4月1日付けで施行された新地方公務員法第22条の2により規定されるものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となります。

1 職務内容

下記のいずれかの事務に従事していただきます。

(1)課内総務関係事務(1名)

- ・請求書の支払い処理
- ・課内消耗品の在庫管理及び発注業務等

(2)少子化対策事業事務(1人)

- ・SAITAMA 出会いサポートセンターの運営に関する事務
- ・市町村・結婚支援事業者の婚活イベントの広報
- ・子育てパスポート事業(パパ・ママ応援ショップ等)に関する事務等

(3)特別児童扶養手当等認定支給事務(1人)

- ・特別児童扶養手当の認定及び支給に関する事務等

※希望する事務について、履歴書の「本人希望記入欄」に記入してください。

いずれの事務も、主に以下の業務を行います。

- ・申請書等の受理、確認、審査、発送
- ・電話・メール対応(問い合わせへの回答、書類作成、督促等)
- ・データ入力・集計、資料作成
- ・書類整理
- ・各種業務補助(軽作業あり)

※担当事務以外に、課内の他業務を行っていただく場合があります。

2 応募資格

(1)年齢・性別・学歴は問いません。

(2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

Word、Excel 等を使用したデータ入力・集計、資料作成が可能であること。

4 採用予定者数

3人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間(午前8時30分～午後5時15分間の7時間15分)

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日及び勤務時間の割り振りについては応相談。

〔 勤務日及び勤務時間(例) 〕
・月～木 午前8時30分～午後4時45分(7時間15分)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇10日

※その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

月額:157,900～166,700円

(時間額:1,256～1,326円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和6年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

※マイカーによる通勤はできません。

(8) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9) 勤務地

埼玉県福祉部少子政策課内

所在地：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和6年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

6 応募について

(1) 応募は、令和6年2月28日(水曜日)【必着】までに下記担当宛てに、履歴書及び職務経歴書を提出してください。

※応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります。

(2) 提出は、郵送又は持参となります。

(3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和6年3月4日(月)及び3月5日(火)に実施することを予定しております。

日時及び場所については、令和6年3月1日(金)までに対象者へ連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3) 最終合格

令和6年3月8日(金)までに、第二次審査の受験者全員に結果通知を送付します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎1階)

担 当: 福祉部少子政策課 総務・企画担当

電 話: 048-830-3320